2026年３月27日

各　位

会 社 名　　コンバム株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　佐藤　穣
（コード番号：６２６５）
問合せ先　　専務取締役　　國松　孝行
（TEL．03－3759－1491）

当社取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月24日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式　［5,000］株
(3) 処分価額	１株につき2,675円
(4) 処分総額	13,375,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く。）　［2名　4,000株］ 当社監査役（非常勤監査役を除く。）　［1名　1,000株］

２．処分の目的及び理由

2026年2月13日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（非常勤監査役を除きます。以下、「対象監査役」といいます。）が当社株式を所有することで株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2026年2月13日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、［対象取締役及び対象監査役（以下、「割当対象者」といいます。）3名］に対し、金銭報酬債権合計13,375,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者［3 名］が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式［5,000］株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を約3年間としております。

＜株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2026年4月24日から2029年6月1日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式につ

いて、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間（但し、本譲渡制限期間中に、割当対象者が当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合には、払込期日から当該退任又は退職までの期間とする。）中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、割当対象者が正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合は当該退任又は退職の直後の時点）をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026 年 3 月 26 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,675 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上